平成２３年（フ）第１６４号
大津市大石中４丁目７番10号
債務者　菊永　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
滋賀県近江八幡市安土町常楽寺884番地１、住民票上の住所滋賀県近江八幡市柳町３丁目456番地64
債務者　岩村　佳香
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１４号
奈良県五條市野原中１丁目11番35号
債務者　水口　唯美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第１６号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2182番地
債務者　岡本　富子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第７５号
鳥取県鳥取市桜谷５番地の38
債務者　清水　文夫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市丸山町370番地９
債務者　野村　正喜
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４１号
鳥取県米子市淀江町西原1110番地１
債務者　松田　　博
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３４号
鳥取県米子市両三柳4041番地１　２－２号
債務者　木下　美樹
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３５号
鳥取県米子市永江890番地２　市住54Ｒ－２－402
債務者　曽我真奈美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３６号
鳥取県米子市博労町３丁目150番地３
債務者　福本みどり
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４７号
鳥取県米子市旗ケ崎９丁目13番10号　ハイツ宝山203号
債務者　渡部　初恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２５号
島根県出雲市平田町5348番地８　彩華荘、前住所島根県出雲市猪目町70番地
債務者　田中　博志
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３１０号
広島市安佐南区沼田町大字伴6897番地５　渡田アパート101号
債務者　鮮魚あたらしこと　新　　辰也
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１１号
広島市安佐南区沼田町大字伴6897番地５　渡田アパート101号
債務者　鮮魚あたらしこと　新　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９７号
広島市安芸区矢野南３丁目37番８号
債務者　高田　健一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３１号
広島市安佐南区八木９丁目25番23―102号
債務者　林田　雅行
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３２号
広島市安佐南区八木９丁目25番23―102号
債務者　林田　聖子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部